

立命館大学学友会所属団体規程細則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 新規登録団体審査（第二条～第九条）
- 第三章 所属団体継続審査（第十条～第十八条）
- 第四章 学内施設利用（第十九条～第三十条）
- 第五章 改廃（第三十一条）

第一章 総則

（目的）

第一条 本細則は、立命館大学学友会所属団体規程（以下、「所属団体規程」という）第 21 条に基づき、立命館大学学友会所属団体規程を実施するにあたり必要な規則を定める。

第二章 新規登録団体審査

（実施時期）

第二条 春季開講期および秋季開講期に、新規登録団体審査を実施できる。

（実施要綱）

第三条 審査を実施する際は、実施要綱を定め、然るべき場所に公示しなければならない。

（実施公示）

第四条 審査を実施する際は、次の各号に掲げる項目を公示しなければならない。

- 一 実施要綱
- 二 審査にかかる書類
- 三 前号の提出期間
- 2 前項第三号に掲げる期間は 2 週間を下回ることができない。
- 3 第 1 項第二号及び第三号は、実施要綱に掲載することで足りる。

（一次審査）

第五条 前条第 1 項第二号の内容をもとに書面で審査する一次審査を設ける。

- 2 審査項目は、実施要綱にて定める。
- 3 一次審査終了後、一次審査結果を実施要綱の通り公示しなければならない。

（二次審査）

第六条 一次審査での判断をもとに、各団体にヒアリングを実施し審査する二次審査を設ける。

- 2 審査項目は、実施要綱にて定める。
- 3 ヒアリングは、対面方式及び遠隔会議方式のどちらの形態でも実施することができる。

（合否判断）

第七条 審査の合否は、一次審査および二次審査の内容をもとに判断される。

- 2 審査基準は、別途これを定める。

(合否決裁)

第八条 新規登録団体審査にかかる事務は、中央事務局長がこれを所掌する。

2 中央事務局長は、前項に定める事務を中央事務局調査企画部に委託することができる。

(最終結果公示)

第九条 審査の最終結果は、最終通過団体一覧を明記し、実施要綱の通り公示されなければならない。

第三章 所属団体継続審査

(実施時期)

第十条 毎年度末に、所属団体継続審査を実施できる。

(実施公示)

第十一条 審査を実施する際は、次の各号に掲げる項目を公示しなければならない。

一 実施要綱

二 審査にかかる書類

三 前号の提出期間

2 前項第三号に掲げる期間は2週間を下回ることができない。

3 第1項第二号及び第三号は、実施要綱に掲載することで足りる。

(一次審査)

第十二条 提出された書類の内容をもとに書面で審査する一次審査を設ける。

2 審査項目は、実施要綱にて定める。

3 一次審査終了後、一次審査結果を実施要綱の通り公示しなければならない。

(二次審査)

第十三条 一次審査での判断をもとに、各団体にヒアリングを実施し審査する二次審査を設ける。

2 審査項目は、実施要綱にて定める。

3 ヒアリングは、対面方式及び遠隔会議方式のどちらの形態でも実施することができる。

(分離独立審査)

第十四条 単一の学友会所属団体から複数の学友会所属団体に分離・独立を希望する団体がある場合、別途審査を行う。

- 2 当該団体の分離独立には、中央委員会の承認を必要とする。
- 3 それにかかる事務は、次の各号に掲げる機関にて所掌する。
 - 一 中央事務局調査企画部
 - 二 中央事務局財務部
 - 三 分離独立を希望する団体を所管する課外本部

(合否判断)

第十五条 審査の合否は、一次審査および二次審査の内容をもとに判断される。

- 2 審査基準は、別途これを定める。

(合否決裁)

第十六条 所属団体継続審査にかかる事務は、中央事務局長がこれを所掌する。

- 2 中央事務局長は、前項に定める事務を中央事務局調査企画部に委託することができる。

(処分)

第十七条 審査の結果に応じて、処分項目を設定する。

- 2 処分項目は、実施要綱にて定める。

(最終結果公示)

第十八条 審査の最終結果は、最終通過団体一覧を明記し実施要綱の通り公示されなければならない。

第四章 学内施設利用

(施設管理者)

第十九条 施設管理者は、立命館大学とする。

(部室)

第二十条 部室は、学内で団体が占有利用できる部屋のことをいう。

- 2 利用に際する登録・更新は年度単位で行う。

(共同部室)

第二十一条 共同部室は、学内で複数の団体が共同利用できる部屋のことをいう。

- 2 利用に際する登録・更新は年度単位で行う。

(共同倉庫)

第二十二条 共同倉庫は、学内で複数の団体が共同利用できる倉庫のことをいう。

2 利用に際する登録・更新は年度単位で行う。

(課外掲示板)

第二十三条 課外掲示板は、催物等を宣伝する目的で利用できる掲示板のことをいう。

2 利用方法については、課外掲示板利用規則にて別途定める。

(学内施設)

第二十四条 学内施設は、施設管理者によって学生の利用が認められている学内の全施設のことをいう。

(遵守事項)

第二十五条 施設の利用にあたっては、施設管理者の指示に従うこととする。

(公認団体)

第二十六条 公認団体は、下記の施設が利用できる。

- 一 部室
- 二 共同倉庫
- 三 学内施設

(同好会)

第二十七条 同好会は、下記の施設が利用できる。

- 一 共同部室
- 二 共同倉庫
- 三 学内施設

(任意団体)

第二十八条 任意団体は、下記の施設が利用できる。

- 一 共同倉庫
- 二 学内施設

(登録団体)

第二十九条 登録団体は、学内施設が利用できる。

(学内施設の利用回数)

第三十条 学内施設の利用回数は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 公認団体 無制限
- 二 同 好 会 無制限
- 三 任意団体 無制限
- 四 登録団体 月曜日から起算し週一日

2 施設管理者から別途指示があった場合はこの限りではない。

第五章 補則

(改廃)

第三十一条 改廃に関しては、中央委員会での承認を必要とする。

附則

(施行期日)

本規程は、二〇二三年一月二十六日に公布し、即日施行する。